福島県告示第五百六十五号

報

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

目 次

告

○県営土地改良事業計画を変更した件

○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 有者等の所在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件五件

○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所

在が不分明であるため当該通知の内容を掲示した件

○道路の供用を開始する件

C

般競争入札を行う件

島

告

示

改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。 地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うための土地 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、 森宿

令和二年九月一日

福島県知事

内

堀 雅

雄

縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

令和二年九月二日から

縦覧の期間 |十三日まで(二十二日間)

縦覧の場所

月

 $\equiv$ 

須賀川市役所

(農村計画課)

# 福島県告示第五百六十六号

規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、 方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の 三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手 次のとおりである。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年九月一 日

所在の不分明な者の氏名

福島県知事

内

堀

雅

雄

佐々木幸作

咒四

四八四

1 通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ

2 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和二年福島県告示第四 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

百三十号) によること 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

森林保全課

福島県告示第五百六十七号

咒士

<u> </u> 뜻

容の要旨は、次のとおりである。 八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。 をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百 三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 当該通知の内

**令和二年九月一日** 

福島県知 事 内 堀 雅

雄

鎮目良泰

所在の不分明な者の氏名

通知の内容の要旨 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

2 の指定施業要件を変更する予定である件(令和二年福島県告示第四百四十三 よること。 の指定施業要件を変更する予定である件(令和二年福島県告示第四百四十三号)に当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ 当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

ح

森林保全課

福島県告示第五百六十八

容の要旨は、次のとおりである。
「おいっとおりである。」である。
「おいっとおりである。」では、その所在が不分明であるため、同法第百をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知系林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年九月一日

:

福島県知事 内 堀 雅

雄

所在の不分明な者の氏名

通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

報

2

よること。 の指定施業要件を変更する予定である件(令和二年福島県告示第四百四十四号)に ・ 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

と。 り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこり、当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

## 福島県告示第五百六十九号

福

は、次のとおりである。 は、次のとおりである。 は、次のとおりである。 は、次のとおりである。 は、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手不外法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年九月一日

福島県知事内、堀、雅、雄

所在の不分明な者の氏名

吉郎次 郎 斉藤嘉之吉 大塚初吉 小関六郎 赤城平六 渡部勝太 長谷川倉吉 古木角太郎 渡部金三郎 高久善多 高久七郎 飯田新五郎 斉藤利八 高久吉六 渡部粂三郎 長谷川七四郎 渡部儀十郎 渡部孫三 小川猪三 長谷川スミ 佐藤昌次郎 鶇川彦太郎 鶇川藤五郎 長谷川忠四郎 渡部壮吉 小関藤作 佐藤嘉代次 小関音次郎 渡部亀八 山本度経 小関冨三 鶇川庄作 星壮四郎 渡部嘉十郎 長谷川ウノ 高久十平 渡部清作 角田好三 郎 高久亀太ウノ 鶫川藤 皆川丈八 蒲生常吉

> 三郎 伊佐吉 中条友記 唐橋次郎吉 大森直三 藤七三 堺利作 嘉之吉 勝吉 皆川次郎八 角田好三 藤三 小笠原半次 渡部熊吉 武藤惣七 遠藤藤太郎 藤田勘次郎 藤田源吉 鶇川栄次郎 折橋金太郎 加藤源吉 鵜川藤吉 高橋竹松 堺利八 渡部壮十 遠藤忠吉 井上常吉 鵜川庄作 新井田谷吉 五十嵐長吉 渡部熊太郎 藤田留四郎 唐橋八三郎 渡部ミサ 遠藤小七 井上市太郎 五十嵐数吉 新田角三 秋山傳十郎 折橋熊次郎 手代木千代太 渡部五郎七 鵜川清次郎 新井田角三 藤田源七 大森市郎平 長谷川久三 折橋吉太郎 五十嵐久次郎 唐橋傳吾 佐藤作三 秋山清吉 秋山義高 唐橋兼吉 佐藤清三郎 加藤幸八 加藤常昌 遠藤忠三 鵜川新十 加藤孝八 遠藤藤太 佐藤庄次郎 高久重平 遠藤傳吉 伊藤久三 秋山儀十郎 井上鉄三 植田秀八 高橋定江 鵜川栄次郎 唐橋次左久 高橋與祖次 佐藤作吉 手代木藤吉 中條友記 五十嵐寅次郎 加藤音松 鵜川彦太郎 真田正義 植田辰太 高橋與 渡部辰五郎 藤田 高橋典七郎 蒲生常三 渡部善三郎 井上鉄吉 渡部忠六 髙久善多 鵜川藤五 斎藤 遠藤 伊 星

斎藤利八 郎 鵜川藤吉

と。 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ 通知の内容の要旨

い。当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこり、当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定による「当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

森林保全課

### 福島県告示第五百七十号

は、次のとおりである。 は、次のとおりである。 は、次のとおりである。 は、次のとおりである。 は、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手をが出入。

令和二年九月一日

福島県知事 内 堀 雅

雄

一 所在の不分明な者の氏名

二 通知の内容の要旨 大塚光市 大塚光市 大塚栄太郎 大塚栄太郎 花積喜代八 大塚敏男 大塚栄喜 大塚光市 大塚光市 大塚栄太郎 大塚栄太郎 花積喜代八

と。

当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

2

百五十九号)によること。 の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件(令和二年福島県告示第四 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ

り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ

(森林保全課

## 福島県告示第五百七十一号

当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。 ため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。 更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明である 三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

令和二年九月一日

所在の不分明な者の氏名

宍戸伴三郎

雅

雄

福島県知事 内 堀

東信建設株式会社

通知の内容の要旨

保安林の指定施業要件を変更したこと。

の指定施業要件を変更する件(令和二年福島県告示第四百四十六号)によること。 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

(森林保全課)

## 福島県告示第五百七十二号

福

島

2 1

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の 建設事務所で令和二年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年九月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

般	路
国道三五二号	線
7	名
二同二南	供
先れれまれる	用
で 同番 南 五 土 地津	開
町 先 町	始
平ら斗	の
戸五六五番	区
番沢	間
令和	供
和二二	用
年	開
九 月	始
一 日	の
	期
	日

(道路計画課)

486

公

告

### 公告第184号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年9月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県庁舎の電気供給業務 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 供給期間 令和3年1月1日から同年12月31日まで
  - (4) 供給場所 福島県庁舎(福島県福島市杉妻町2番16号)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年9月28日(月)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話 024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年9月28日(月)午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3 に掲げる場所において、令和2年9月1日 (火) から同月28日 (月) まで(土曜日及び日曜日並びに同月21日及び同月22日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年9月11日(金)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
  - (1) 日時 令和2年10月12日(月)午前10時
  - (2) 場所 自治会館 5階 502会議室 (福島県福島市中町8番2号)
  - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和 2 年 10月9日(金)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額 (消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又

は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に 関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。)。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。)。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかも可、見積もった契約希望金額から、契約希望金額の110分の10(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を控除した金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を 行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

### 11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural Government Office Building 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 10:00 a.m., 12 October 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 9 October 2020
- (4) Contact point for the notice: Facilities Management Division, Archives and Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7080

(施設管理課)